

2024年
8月受診分から

小学生～18歳以下の医療費の

窓口負担が少なくなります！

これまでは、県内の医療機関等を受診した場合、いったん窓口で医療保険の自己負担3割を支払い、後日、助成金が支払われる仕組みでしたが、

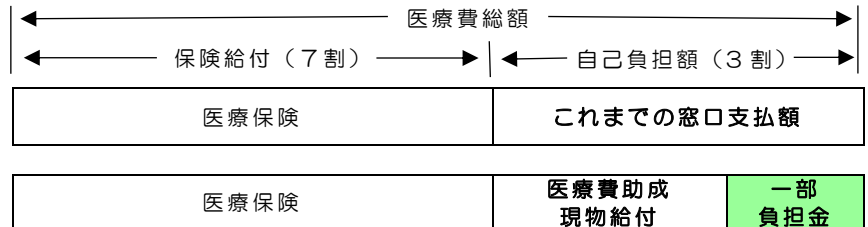
2024年8月診療から小学生～18歳以下（18歳到達以後最初の3月31日まで）のお子様も、その場で医療費が助成される現物給付となり、医療機関でのお支払いが一部負担金（500円）のみとなります。

- ・ 県内の医療機関等を受診する際には、窓口で〇〇〇医療費受給資格証（現物）を提示する必要があります
- ・ 現物給付方式を利用できるのは県内の医療機関等を受診した場合のみです。県外の医療機関等を受診された場合は、今までどおり自己負担額（3割）をお支払いください。（ただし、和歌山県伊都医療圏の一部の医療機関については現物給付対応可能となっています）

窓口負担は？

2024年7月診療まで

2024年8月診療から



制度の対象は？

2024年8月受診分からの窓口支払額

助成制度	医療費助成対象者	現物給付方式の導入範囲
子ども医療費助成	0歳～18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	左記対象者のうち 「0歳～18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1・2級 又は 養育手帳A1・A2所有者	
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親等と18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	

※一部負担金は1か月ひとつの医療機関で500円となります。ただし、1か月で14日以上入院をされた場合は、1000円となります。

※保険診療分の医療費のみが助成の対象となります。

裏面もご覧ください

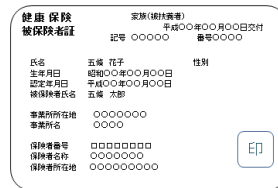
Q 現物給付制度の対象者は？

入院・通院とも0歳～18歳（18歳に達する日以後の最初の3月31日）の子どもとなります。



Q 医療機関を受診する時は？

奈良県内の医療機関を受診する時に、被保険者証と「受給資格証」（水色）を提示すると医療費の助成を受けることができます。



Q 支払い額は？

支払いは、1つの医療機関で1か月あたり最大500円になります。（1か月で14日以上入院は1,000円となります）

1か月の支払いは最大500円まで

◆ 同じ医療機関にひと月で3回通った場合

7月までは…	1回目	2回目	3回目
	300円	600円	400円



令和6年8月からは	1回目	2回目	3回目
	300円	200円	無料

500円に満たない場合はその額を負担

- 同じ医療機関であっても、入院・通院・歯科は別々にお支払があります。
- 院外処方箋により薬局で薬を処方された場合のお支払は無料です。
- 保険診療以外のもの（予防接種や健診、入院時の個室料など）には使えません。

【注意点】

- これまでの受給資格証は使えなくなりますのでご注意ください。
- 学校等での負傷や疾病等により、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の給付対象となる場合、受給資格証は提示せず、医療保険の自己負担額をお支払いください。
- 小学生から高校生世代までの方以外はこれまでの支払い方法と変更ありません。
- 五條市を転出する場合は、受給資格証を返納してください。
- 同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「重複受診」や、頻回に受診する行為、急病でやむを得ない場合外での夜間・休日受診は控えましょう。けがや急病で、病院へ行った方がよいか判断に迷ったときは、こども救急電話相談（#8000）まで。

※「受給資格証」は奈良県外の医療機関では使用できません。奈良県外で診療を受けた場合は、領収書を持って保険年金課へ申請してください。

問合せ先

五條市 すこやか市民部 保険年金課 福祉医療係
TEL 0747-22-4001 内線 393